明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（特定自家用電気工作物設置者の届出）

**第四十五条の二十八**　［略］

2　法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　発電用の自家用電気工作物（太陽電池発電設備及び風力発電設備を除く。）の設置の場所、原動力の種類、周波数、出力及びその用途

三　蓄電用の自家用電気工作物の設置の場所、周波数、出力、容量及びその用途

四　逆潮流防止装置（特定自家用電気工作物の発電又は放電に係る電気を、一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者若しくは配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に送電できないようにするための装置をいう。以下同じ。）の有無

3　［略］

（供給計画の届出）

**第四十六条**　法第二十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に定める期間における計画を記載した様式第三十二の供給計画届出書を提出しなければならない。

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 発電事業者 | 一・二　［略］ | 初年度以降十年間 |
| | 三　使用を開始し、又は能力を変更する発電所又は蓄電所に関すること | 第十一年度以降に使用を開始し、又は能力を変更する発電所 |
| | 四　［略］ | ［略］ |

（特定自家用電気工作物設置者の届出）

**第四十五条の二十八**　［略］

2　法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　特定自家用電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数、出力及びその用途

［新設］

三　逆潮流防止装置（特定自家用電気工作物の発電に係る電気を、一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者若しくは配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に送電できないようにするための装置をいう。以下同じ。）の有無

3　［略］

（供給計画の届出）

**第四十六条**　法第二十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に定める期間における計画を記載した様式第三十二の供給計画届出書を提出しなければならない。

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 発電事業者 | 一・二　［略］ | 初年度以降十年間 |
| | 三　使用を開始し、又は能力を変更する発電所又は蓄電所に関すること | 第十一年度以降に使用を開始し、又は能力を変更する発電所 |
| | 四　［略］ | ［略］ |

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 発電事業者 | 一・二　［略］ | 初年度以降十年間 |
| | 三　使用を開始し、又は能力を変更する発電所に関すること | 第十一年度以降に使用を開始し、又は能力を変更する発電所 |
| | 四　［略］ | ［略］ |

2～4　［略］

**第四十八条の二**　法第三十八条第四項第五号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　特定発電等用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が二百万キロワット（沖縄電力株式会社の供給区域にあっては、十万キロワット）を超えること。

二　［略］

（保安規程）

**第五十条**　［略］

2　前項第一号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程において、次の各号（その者が発電事業（その事業の用に供する発電等用電気工作物が第四十八条の二第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）を営むもの以外の者である場合にあっては、第五号から第七号まで及び第十一号を除く。）に掲げる事項を定めるものとする。

一～十五　［略］

3～9　［略］

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| | 又は蓄電所であって、第十年度以内に着工するもののうち出力三十五万キロワット以上のもの（能力を変更するものにあっては、その変更する出力が三十五万キロワット以上のものに限る。）に関すること | |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

2～4　［略］

**第四十八条の二**　法第三十八条第四項第五号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　特定発電用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が二百万キロワット（沖縄電力株式会社の供給区域にあっては、十万キロワット）を超えること。

二　［略］

（保安規程）

**第五十条**　［略］

2　前項第一号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程において、次の各号（その者が発電事業（その事業の用に供する発電用の電気工作物が第四十八条の二第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）を営むもの以外の者である場合にあっては、第五号から第七号まで及び第十一号を除く。）に掲げる事項を定めるものとする。

一～十五　［略］

3～9　［略］

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| | であって、第十年度以内に着工するもののうち出力三十五万キロワット以上のもの（能力を変更するものにあっては、その変更する出力が三十五万キロワット以上のものに限る。）に関すること | |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

備考　表中の［　］は注記である。